# 令和4年12月芸西村農業委員会総会議事禄

- 1. 日 時 令和 4 年 12 月 23 日(金曜日)午後 1 時 30 分~
- 2.場 所 村民会館1階 ホール
- 3. 出席委員 17名

1番	川田	忠宏	2番	貞廣	誠也	3番	吉永	義量
4番	小松	優	5番	関川	裕二	6番	都築	英明
7番	公文	基嗣	8番	高松	敏子	9番	岡村	悟
10番	茂井	雅昭	11番	松本	勇	12番	岡村	和紀
13番	黒岩	正充				15番	西笛	勤
16番	安岡	志乃	17番	清遠	典子	18番	山﨑	一義

- 4. 欠席委員 1名
- 5. 事務局

 事務局長
 吉永 卓史

 書記
 松本 梓

- 6. 議 案
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会議書記の指名
  - 第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について(受付番号105~115)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1件

議案第3号 あっせん申し出について 1件

議案第4号 その他

## (開会時刻午後1時30分)

議長 ただいまから12月定例会を開催します。本日の出席委員は17名で、欠 席委員は1名です。出席農業委員13名であり、芸西村農業員会総会会議規 則第6条の規定により総会の成立要件を満たしております。

本日の議事禄署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は岡村悟委員と茂井雅昭委員にお願いします。

議 長 第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利 用集積計画の決定について議題とします。

第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の 決定。

受付番号105番

大字和食字関添 甲 4838 番、地目は田、面積 1,778 ㎡。譲渡人は芸西村和 食の $\bigcirc\bigcirc$  さん、譲受人は芸西村和食 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R9 年 12 月 31 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

受付番号106番

大字和食字北叶岡前ノ丸 甲 5451 番、地目は田、面積 1,543 ㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇 さん、譲受人は芸西村和食の〇〇 さん。期間は R4 年 12 月 1 日から R14 年 11 月 31 日までの 10 年。作付けは水稲、賃借料は 1 俵/10a。

受付番号107番

大字馬ノ上字東蔵 456 番 1、地目は田、面積 362 ㎡、字王子芝 880 番 1、地目は畑、面積 293 ㎡。譲渡人は芸西村西分の $\bigcirc$  さん、譲受人は芸西村馬ノ上の $\bigcirc$  さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R7 年 12 月 31 日までの 3 年。作付けは野菜、賃借料は 0.5 俵。

受付番号108番

大字西分字大久保 甲 5558 番、地目は田、面積 3,313 ㎡、甲 5561 番、地目は田、面積 871 ㎡。譲渡人は芸西村西分の〇〇 さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇 さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R14 年 12 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

受付番号109番

大字西分字北沢 甲 6041 番、地目は田、面積 1,573  $m^2$ 。譲渡人は芸西村西分の $\bigcirc\bigcirc$  さん、譲受人は芸西村西分の $\bigcirc\bigcirc$  さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R9 年 12 月 31 日までの 5 年。作付けは水稲、賃借料は 1 俵/10a。

受付番号110番

大字和食字麦尻 甲 4913 番、地目は田、面積 1,272 ㎡、甲 4914 番、地目は

田、面積 1,983 m。譲渡人は芸西村西分の $\bigcirc$  さん、譲受人は芸西村和食の $\bigcirc$  さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R6 年 12 月 31 日までの 2 年。作付けは水稲、賃借料は 1 俵/10a。

### 受付番号111番

大字和食字大熊 甲 4990 番、地目は田、面積 1,439 ㎡、西分字スズレノ本 甲 1323 番 1、地目は田、面積 403 ㎡、甲 1324 番 1、地目は田、面積 625 ㎡、甲 1339 番 3、地目は田、面積 48 ㎡。譲渡人は芸西村西分の $\bigcirc$  さん、譲受人は芸西村西分の $\bigcirc$  さん。期間は、字大熊については R5 年 1 月 1 日から R19 年 12 月 31 日までの 15 年、字スズレノ本については R5 年 1 月 1 日から R9 年 12 月 31 日までの 5 年。作付けは花卉、賃借料は字大熊については 6 俵/10a、字スズレノ本については 1 俵/10a。

### 受付番号112番

大字西分字四反田 甲 5585 番、地目は田、面積 1,542 ㎡、甲 5586 番、地目は田、面積 2,067 ㎡。譲渡人は芸西村西分の $\bigcirc$  さん、譲受人は香南市野市町西野の $\bigcirc$  さん。期間は R4 年 8 月 1 日から R9 年 7 月 31 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

#### 受付番号113番

大字和食字横田 甲 4920 番、地目は田、面積 2,121 ㎡、甲 4921 番、地目は田、面積 790 ㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇 さん、譲受人は高知市丸ノ内 1 丁目の〇〇 さん。所有権移転で売買対価は 4,400,000 円、移転時期は令和 4年 12月 23日予定。

## 受付番号114番

大字和食字西入野 甲 2928 番 1、地目は田、面積 593 ㎡、甲 2928 番 2、地目は田、面積 201 ㎡。譲渡人は芸西村馬ノ上の $\bigcirc$  さん、譲受人は芸西村和食の $\bigcirc$  さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R7 年 12 月 31 日までの 3 年。作付けは水稲、賃借料は無償。

### 受付番号115番

大字馬ノ上字踊堂 1089 番、地目は田、面積 470 ㎡。譲渡人は芸西村西分の 〇〇 さん、譲受人は芸西村和食の〇〇 さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R7 年 12 月 31 日までの 3 年。作付けは水稲、賃借料は無償。

議長 第1号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

委員 高知県農業公社が相手の売買は農地中間管理事業を活用しての売買だと思いますが、あっせん事業との違いは。

事務局 農地中間管理事業の売買、あっせん事業での売買について説明。

議 長 他に、質問・意見はありませんか。

(質問なし)

議長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定11件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議長 続きまして第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい て議題とします。

第2号議案 農地法第5条第1項の規程による許可申請について。

受付番号 5 土地の所在は大字和食字西ノ濱 甲 451 番 1、地目は畑、転用面積は 493 ㎡、字琴ヶ濱日裏林 甲 4648 番 38、地目は畑、転用面積は 392 ㎡、甲 4648 番 77、地目は畑、転用面積は 11 ㎡、甲 4648 番 76、地目は畑、転用面積は 109 ㎡。譲渡人は、字西ノ濱は高知市介良の〇〇 さん、字琴ヶ濱日裏林は芸西村和食の〇〇 さん、譲受人は芸西村和食の〇〇 さん。賃借権の設定。転用目的は、駐車場の整備。

12月22日(木)に会長、西笛勤委員、山崎一義委員、事務局にて現地確認。

議長 第2号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議長 それでは第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について は許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 あっせん申し出について議題とします。

第3号議案 あっせん申し出について

受付番号9 申請人である芸西村和食の〇〇 さんより、大字和食字中入野甲 2964 番 1、地目は田、面積 317 ㎡、甲 2964 番 2、地目は田、面積 23 ㎡、甲 2964 番 3、地目は田、面積 33 ㎡、甲 2964 番 4、地目は田、面積 132 ㎡、甲 2964 番 5、地目は田、面積 836 ㎡、甲 2964 番 6、地目は田、面積 284 ㎡、甲 2964 番 7、地目は田、面積 408 ㎡ の土地を譲りたいと申し出。現在の耕作者は資料の通りになっております。

議 長 事務局案ではあっせん委員は、茂井委員、高松委員になりますがいかがで しょうか。

委員 分かりました。

議 長 では、茂井委員、高松委員にお願いします。

議 長 続きまして第 4 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。

事務局 1月にある農業委員会全員研修会について案内。

委員 利用権設定により賃貸借契約をしている農地を期間満了前に返却する場合 に補償はありますか。

事務局長 利用権設定による賃貸借契約により、契約期間中の貸し手、借り手の権利 は守られます。期間満了前に返却する場合は、双方で協議のうえ合意解約す ることとなりますが、あくまでも合意解約なので、互いに求める解約条件が 合致していなければ合意解約とはなりません。補償内容については詳細を把 握していないので、弁護士等の専門家へ確認する必要があります。

議長 なければ、これで12月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後2時10分)

議事録署名委員	
	岡村 悟
議事録署名委員	
	茂井 雅昭